

湖南省屋外広告物条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(規制地域の種別)</p> <p>第9条 次に掲げる第1種地域から第8種地域までの地域（以下「許可地域」という。）において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 第1種地域 一般国道1号(石部大橋交差点から栗東市境までの間を除く。)の道路中心線から両側100メートルの範囲で、大津湖南都市計画岩根地区地区計画の区域を除いた地域をいう。</p> <p>(2) 第2種地域 湖南省景観計画に定める重点地区野洲川及び国道1号周辺地区から第1種地域の区域を除いた地域をいう。</p> <p>(3) 第3種地域 次に掲げる地域、区域をいう。</p> <p style="background-color: yellow;">ア 長寿寺、常楽寺及び善水寺のうち、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第2項の規定により国宝に指定されたそれぞれ最も主要な建築物の中心から半径500メートルの範囲で都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条第11項の規定により定められた工業地域の区域を除いた地域</p> <p>イ 市道旧東海道線旧東海道線4号橋から市道西線栗東市境及び市道五軒茶屋線栗東市境までの範囲で旧東海道とその道路境界から両側25メートルの区域</p>	<p>(規制地域の種別)</p> <p>第9条 次に掲げる第1種地域から第8種地域までの地域（以下「許可地域」という。）において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 第1種地域 一般国道1号(石部大橋交差点から栗東市境までの間を除く。)の道路中心線から両側100メートルの範囲で、大津湖南都市計画岩根地区地区計画の区域を除いた地域をいう。</p> <p>(2) 第2種地域 湖南省景観計画に定める重点地区野洲川及び国道1号周辺地区から第1種地域の区域を除いた地域をいう。</p> <p>(3) 第3種地域 次に掲げる地域、区域をいう。</p> <p style="background-color: yellow;">ア 長寿寺、常楽寺及び善水寺のうち、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第2項の規定により国宝に指定されたそれぞれ最も主要な建築物の中心から半径500メートルの範囲で都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条第12項の規定により定められた工業地域の区域を除いた地域</p> <p>イ 市道旧東海道線旧東海道線4号橋から市道西線栗東市境及び市道五軒茶屋線栗東市境までの範囲で旧東海道とその道路境界から両側25メートルの区域</p>

～第9条第1項第8号まで省略～

(許可の申請)

第12条 第9条の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 許可を受けようとする者の住所及び氏名（法人にあっては、その事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）
- (2) 広告物又は掲出物件を管理する者（以下「管理者」という。）の住所及び氏名（法人にあっては、その事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名。第17条第1項第2号において同じ。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく確認を受けた広告物^を表示し、又は掲出物件を^を設置する場合の管理者は、滋賀県屋外広告物条例（昭和49年滋賀県条例第51号。以下「県条例」という。）第25条第1項第1号、第4号及び第5号並びに滋賀県屋外広告物条例施行規則（昭和49年滋賀県規則第60号）のいずれかに該当する者でなければならない。

～第9条第1項第8号まで省略～

(許可の申請)

第12条 第9条の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 許可を受けようとする者の住所及び氏名（法人にあっては、その事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）
- (2) 広告物又は掲出物件を管理する者（以下「管理者」という。）の住所及び氏名（法人にあっては、その事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名。第17条第1項第2号において同じ。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく確認を受けた広告物^を表示し、又は掲出物件を^を表示し、又は設置する場合の管理者は、滋賀県屋外広告物条例（昭和49年滋賀県条例第51号。以下「県条例」という。）第25条第1項各号^のいずれかに該当する者でなければならない。

【参考】

都市計画法（昭和四十三年六月十五日）(法律第百号)

（一部抜粋）

- 第九条 第一種低層住居専用地域は、低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域とする。
- 2 第二種低層住居専用地域は、主として低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域とする。
 - 3 第一種中高層住居専用地域は、中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域とする。
 - 4 第二種中高層住居専用地域は、主として中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域とする。
 - 5 第一種住居地域は、住居の環境を保護するため定める地域とする。
 - 6 第二種住居地域は、主として住居の環境を保護するため定める地域とする。
 - 7 準住居地域は、道路の沿道としての地域の特性にふさわしい業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護するため定める地域とする。
 - 8 田園住居地域は、農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域とする。
 - 9 近隣商業地域は、近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するため定める地域とする。
 - 10 商業地域は、主として商業その他の業務の利便を増進するため定める地域とする。
 - 11 準工業地域は、主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するため定める地域とする。
 - 12 工業地域は、主として工業の利便を増進するため定める地域とする。
 - 13 工業専用地域は、工業の利便を増進するため定める地域とする。
 - 14 特別用途地区は、用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図

るため当該用途地域の指定を補完して定める地区とする。

15 特定用途制限地域は、用途地域が定められていない土地の区域(市街化調整区域を除く。)内において、その良好な環境の形成又は保持のため当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物等の用途の概要を定める地域とする。

16 特例容積率適用地区は、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域内の適正な配置及び規模の公共施設を備えた土地の区域において、[建築基準法第五十二条第一項](#)から[第九項](#)までの規定による建築物の容積率の限度からみて未利用となつている建築物の容積の活用を促進して土地の高度利用を図るため定める地区とする。

17 高層住居誘導地区は、住居と住居以外の用途とを適正に配分し、利便性の高い高層住宅の建設を誘導するため、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域又は準工業地域でこれらの地域に関する都市計画において[建築基準法第五十二条第一項第二号](#)に規定する建築物の容積率が十分の四十又は十分の五十と定められたもの内において、建築物の容積率の最高限度、建築物の建蔽率の最高限度及び建築物の敷地面積の最低限度を定める地区とする。

18 高度地区は、用途地域内において市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区とする。

19 高度利用地区は、用途地域内の市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建築物の建蔽率の最高限度、建築物の建築面積の最低限度並びに壁面の位置の制限を定める地区とする。

20 特定街区は、市街地の整備改善を図るため街区の整備又は造成が行われる地区について、その街区内における建築物の容積率並びに建築物の高さの最高限度及び壁面の位置の制限を定める街区とする。

21 防火地域又は準防火地域は、市街地における火災の危険を防除するため定める地域とする。

22 風致地区は、都市の風致を維持するため定める地区とする。

23 臨港地区は、港湾を管理運営するため定める地区とする。

滋賀県屋外広告物条例（昭和 49 年 9 月 27 日）滋賀県条例第 51 号

（一部抜粋）

（業務主任者）

第 25 条 屋外広告業者は、県内において営業を行う営業所ごとに次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。

(1) 試験合格者

(2) 前条第 1 項の講習会の課程を修了した者

(3) 法第 10 条第 2 項第 3 号ロまたは法第 27 条の規定により他の都道府県または地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市もしくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市が行う講習会の修了者

(4) 職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者または職業訓練修了者であつて広告美術仕上に係るもの

(5) 知事が、規則で定めるところにより、第 1 号または第 2 号に掲げる者と同等以上の知識を有すると認定した者